

3 一般行政職の級別職員数等の状況

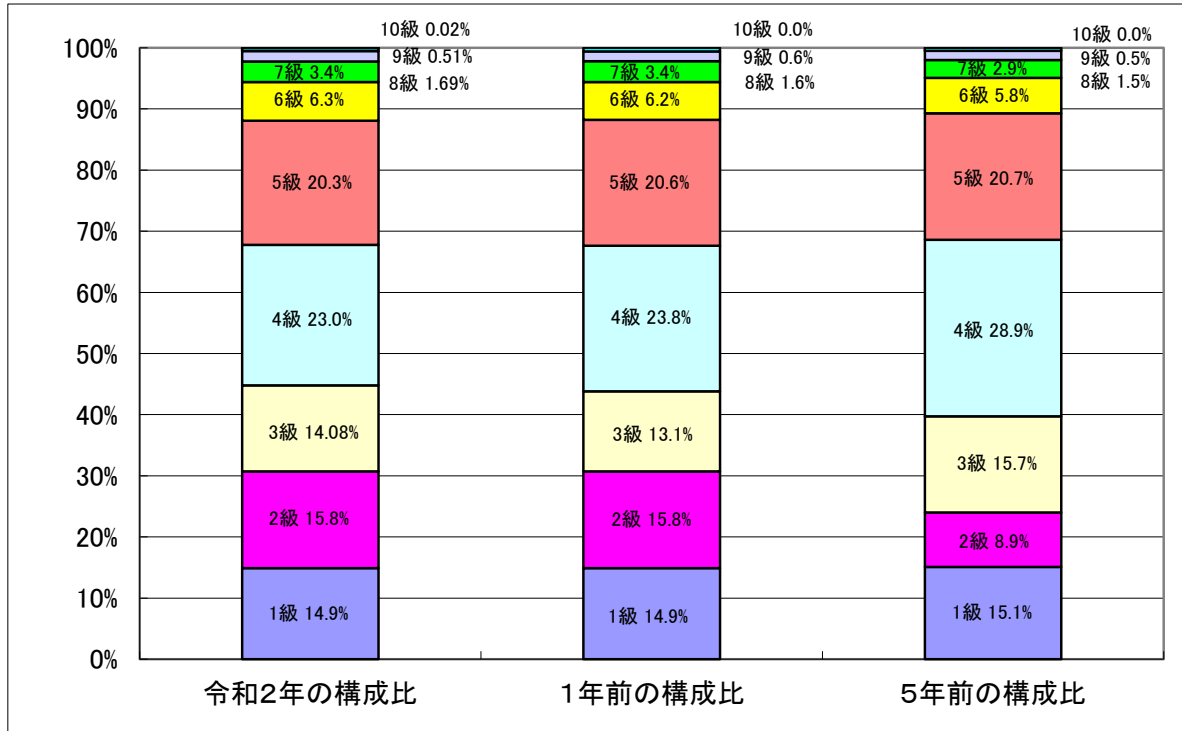
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事, 技師	848 人	14.9 %	146,900 円	249,400 円
2 級	主事, 技師	899 人	15.8 %	196,600 円	306,400 円
3 級	主任主査	799 人	14.08 %	232,700 円	352,500 円
4 級	主幹, 技術主幹	1,304 人	23.0 %	265,600 円	386,900 円
5 級	本庁の課長補佐, 技術補佐	1,152 人	20.3 %	291,200 円	395,800 円
6 級	本庁の課長	355 人	6.3 %	321,500 円	413,100 円
7 級	本庁の課長	191 人	3.4 %	365,500 円	448,100 円
8 級	本庁の次長	96 人	1.69 %	411,000 円	471,900 円
9 級	本庁の部長	29 人	0.51 %	461,600 円	531,200 円
10 級	本庁の部長(特に重要)	1 人	0.02 %	525,400 円	563,500 円

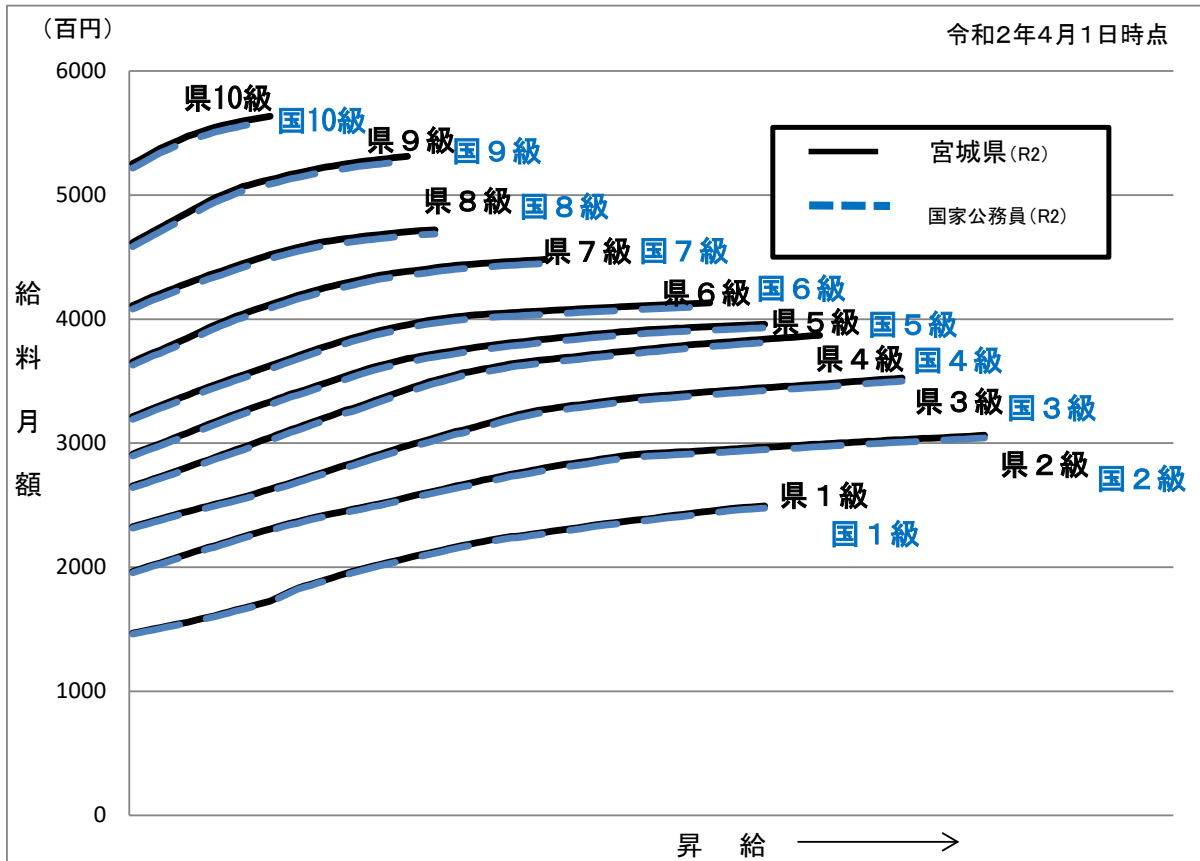
(注) 1 宮城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

グラフ



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（宮城県）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位, 標準, 下位の区分	○		○	○
上位, 標準の区分		○		
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				